

気仙沼市立病院コンビニエンスストア・理髪店及び自動販売機設置・運営事業
公募型プロポーザル実施要領

本事業の実施に当たっては公募型プロポーザル方式で選定することとし、事業者の審査手続等必要な事項をこの実施要領で定める。

1 事業概要

(1) 事業名称

気仙沼市立病院コンビニエンスストア・理髪店及び自動販売機設置・運営事業

(2) 事業目的

気仙沼市立病院内に、コンビニエンスストア・理髪店及び自動販売機を設置し、入院・外来患者、その家族など病院利用者へのサービスの向上を図ることを目的とする。

(3) 設置場所

気仙沼市立病院（気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2）内

コンビニエンスストア・理髪店：地下1階

自動販売機：各階自動販売機コーナー、

気仙沼市立病院附属看護専門学校自動販売機コーナー

(4) 事業内容

「気仙沼市立病院コンビニエンスストア・理髪店及び自動販売機設置・運営事業に関する仕様書」のとおり

(5) 事業に係る使用料

「気仙沼市立病院コンビニエンスストア・理髪店及び自動販売機設置・運営事業に関する仕様書」のとおり

(6) 事業の期間

契約日から令和11年3月31日まで

2 事業者選定の概要

(1) 方式

公募型プロポーザル方式とする。

(2) 参加資格・要件

ア 事業実績

応募時点において、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院、かつ、一般病床数200床以上を有する施設で1年以上継続して売店の運営実績があること。

イ 許認可等の取得

業務に当たり、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の関係法令に基づく許認可等(届出を含む。)が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有していること、又は営業開始までに確実に

取得する見込みであること。

ウ 欠格要件のない者

次の①から⑩までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中の者
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中の者
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中の者
- ⑤ 本プロポーザル公告日時点で、気仙沼市競争入札参加資格業者指名停止基準（平成 29 年気仙沼市告示第 27 号）による指名停止の措置を受けている又は措置要件に該当する者
- ⑥ 令和 3 年 4 月以降に食品衛生法に規定する罰則の適用を受けたことがある者
- ⑦ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- ⑧ 気仙沼市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 20 年気仙沼市告示第 105 号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑨ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- ⑩ 売店等の営業について、平成 31 年 4 月 1 日以降に裁判・訴訟等により有罪判決、損害賠償請求等を受けた者

3 参加申込書について

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（様式第 1 号）、事業実績調査（様式第 2 号及び第 3 号）及び下記資料を作成し、持参又は郵送により提出することとする。

提出期限は、持参郵送いずれの場合も令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 4 時までとする。参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 6 年 5 月 28 日（火）までに辞退届（様式任意）を提出するものとする。

(1) 提出資料

ア 法人の場合

- ・ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）の写し（提出期限前 3 か月以内のもの）
- ・ 印鑑証明書の写し（提出期限前 3 か月以内のもの）
- ・ 直近年度の国税、県税及び市税（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、県民税、事業税、市町村民税、固定資産税をいう。）の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し（提出期限前 3 か月以内のもの）
- ・ 貸借対照表、損益計算書等の経営実績が分かるものの写し（直近のもの）

イ 個人事業主の場合

- ・ 身分証明書（提出期限前 3 か月以内のもの）
- ・ 被成年後見人又は被保佐人の記録がないことの証明書（提出期限前 3 か月以内のもの）
- ・ 印鑑証明書の写し（提出期限前 3 か月以内のもの）

- ・ 直近年度の国税，都道府県税及び市町村税（所得税，消費税及び地方消費税，県民税，事業税，市町村民税，固定資産税をいう。）の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し（提出期限前3か月以内のもの）
- ・ 所得税確定申告書の写し（直近のもの）

(2) 提出場所

〒988-0181 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2
 気仙沼市病院事業局経営管理部総務課管財係
 TEL 0226-22-7100

(3) 提出方法

持参又は郵送による提出

- ※ 持参の場合，休日を除く午前9時から午後4時まで提出場所で受け付ける。
- ※ 郵送の場合は，令和6年5月24日午後4時必着とする。

4 事業提案について

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

- ・ 企画提案書の内容は次の(2)に基づいて作成する。
- ・ 様式は任意とするが，日本工業規格A4判の使用を基本とし，表紙・目次を含めて20ページ以内とする。また，各ページには番号を付すこととする。
- ・ 表紙には「気仙沼市立病院コンビニエンスストア・理髪店及び自動販売機設置・運営事業企画提案書」及び企画提案者の名称を記載し，押印する。ただし，提案者名の記載押印は正本のみとし，副本については，提案者名及び押印の他，社標など提案者が類推できる一切の表示を行わないこと。提案者名又は提案者が類推される表示が認められた場合には失格となる場合もある。

(2) 企画提案書提案項目及び配点

提案項目	内容等	配点
①本事業を行うに当たっての基本的な考え方・コンセプト等（A4判1枚）	・ 病院での事業実績 ・ 病院での事業運営に関し，基本的な考え方・コンセプト等	15
②アピールポイント等（A4版1～3枚）	・ 利用者のサービス向上につながるアピールポイント等	15
③利用者ニーズ等への対応（A4版1～2枚）	・ 利用者のニーズの把握や，要望・苦情等への対応方法 ・ 顧客満足度を高めるための取組 ・ 障害者，車椅子使用者，点滴スタンドを持っている方などへの配慮，取組み	10

提案項目	内容等	配点
④店舗設計イメージ・レイアウト・設備機器等	・図面，店舗内イメージ図等 ・設置を予定する設備・機器類の能力・容量等を示した機器表	10
⑤取扱商品及び付加的サービス（A4判1～2枚）	・主な取扱商品及び付加的なサービス ・病院利用者のニーズに合致する商品及びサービス	10
⑥緊急時の対応（A4判1枚）	・事故や犯罪等が発生した際の対処方法及び本院への連絡体制，大規模災害（地震等）が発生した際の本院への支援体制等	5
⑦従業員の配置計画（A4判1～2枚）	・従業員の配置計画 ・正社員・アルバイト等の別，勤務時間，業務責任者及び有資格者等の体制 ・接遇・コンプライアンスに関する研修，その他スキルアップに関する取組	5
⑧衛生管理，感染症対策，廃棄物処理・清掃・消毒その他安全対策等（A4判1枚～2枚）	・衛生管理，感染症対策，廃棄物処理・清掃等，事業運営を行うための取組	5
⑨使用料の加算額	・売上げ等に対する使用料の加算割合（％）	15
⑩収支見込み	・上記加算額の算出の基となる収支見込み ・客単価，1日平均客数（平日，土日祝日別），月間売上見込額（記載必須） ・内装等工事費，設備機器等設置費，人件費，材料費，光熱水費賃貸借等費用内訳（記載必須） ※ 電気料，水道使用量等の公共料金，消費税その他各種の租税公課等は，現行どおりとして積算	10

(3) 企画提案書等の提出期限

ア 提出期限

令和6年5月28日（火）午後4時まで

イ 提出部数

紙媒体で10部（カラー印刷の正本1部，副本9部）及び電子データ

ウ 提出場所及び方法

「3」参加申込書に同じ。

5 事業提案に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

事業提案に関する質問は質問・回答書（様式第5号）を用いて電子メールにより行う。

なお、必ず電話にて受信を確認すること。

ア 提出先電子メールアドレス：hs-somu@kesennuma.miyagi.jp

イ 受付期間：令和6年5月2日（木）から令和6年5月14日（火）午後4時まで

(2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、質問者を伏せた状態で令和6年5月17日（金）までに気仙沼市立病院のホームページで公表する。なお、質問書に対する回答は、本要領等の追加又は修正とみなす。

6 事業提案に対する審査（書類及びプレゼンテーション審査）

参加申込書及び企画提案書の内容について審査を行い、その結果を申込者に通知する。プレゼンテーション審査に参加を認められた事業者は通知書に記載された日時・場所で企画提案を下記により行う。

(1) 審査の形式

ア スクリーン（又は大型モニター）を使用して提案内容についてプレゼンテーションを行い、審査委員が審査する。

イ 実施時間は30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、提案者の出席は3名以内とする。なお、審査過程は非公開とする。

(2) その他

提出された企画提案書等について不明な点等がある場合は、事業提案者へ質問することがある。

7 候補者の選定

(1) 契約候補者の選定方法

審査委員による審査結果に基づき、契約候補者を選定する。「気仙沼市立病院コンビニエンスストア・理髪店及び自動販売機の設置・運営事業者選定プロポーザル審査委員会」により評価し、最高点の審査委員が最も多かった者を候補者とする。

なお、該当する事業提案者が複数あった場合は、各審査委員による評価点数の平均点が最も高いものを契約候補者とする。複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

ただし、各審査委員の採点の合計が、出席した審査委員の持ち点（各項目における配点の合計点）の合計の5割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。

(2) 契約候補者の選定及び結果の通知並びに公表

ア 審査結果は各提案者に書面により通知する。

イ 審査結果は、気仙沼市立病院の公式ホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の法人名又は個人名については公表しない。

ウ 審査結果に対する異議申立ては、一切認めない。

8 行政財産の目的外使用許可

事業内容は、事業候補者と企画提案書及び仕様書に記載された事項について協議の上決定し、事業候補者に対して行政財産の目的外使用を許可する。協議が不調の場合は、評価により順位付けされた上位の者から順に事業の交渉を行う。

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。この場合において、「7」により選定したものが失格となった場合は、評価により順位付けされた順位を繰り上げる。

- (1) 故意に審査委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (3) 本実施要領に従っていない場合
- (4) 審査委員又は関係者に本事業に対する助言を求めた場合
- (5) その他事業提案者として適切でない行為をしたと審査委員会が判断した場合

10 その他

- (1) 事業提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て事業提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- (5) 提出された書類等は、気仙沼市情報公開条例（平成 18 年気仙沼市条例第 12 号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 本事業提案に係る書類提出については、当該書類の受理後においては、差替え、変更、取消し等は一切認めない。
- (7) 応募を取り下げる場合は速やかに取下願（任意様式）を提出するものとする。

11 本プロポーザルのスケジュール

項番	内容	日程
1	公募の開始	令和6年5月2日(木)
2	質問書の受付	令和6年5月2日(木)
3	質問の締切	令和6年5月14日(火)
4	質問書に対する回答	令和6年5月17日(金)
5	参加申込書提出期限	令和6年5月24日(金)
6	企画提案書の提出期限	令和6年5月28日(火)
7	プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年6月4日(火)
8	審査結果通知	令和6年6月7日(金)

※プレゼンテーション及びヒアリングの期日については、都合により変更する場合があります。